

葬祭事業者各位

豊橋市福祉政策課長 佐藤 隆

新型コロナウイルスに感染した方が亡くなられた場合の火葬について

日頃は、本市斎場の運営につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により亡くなられた方の火葬については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和 2 年 7 月 29 日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡）に基づき実施してまいりました。

令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）について、5 類感染症に位置付けられ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないこととなり、それに伴い令和 5 年 4 月 26 日付にて上記ガイドラインが改正されたことから、斎場の利用方法につき、下記のとおり変更させていただきます。

葬祭事業者の皆様には引き続き、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

記

1 予約について

（1）現在、1 日当たりの最大火葬件数を 23 件としていますが、令和 5 年 5 月 8 日（月）予約分から最大火葬件数を 22 件に変更します。受付枠数としては、予約時間 15 時 00 分の受付枠数が 2 件から 1 件に変更となります。

（2）新型コロナウイルスに感染した方が亡くなられた場合の火葬予約につき、予約システム入力時に、備考欄に「一類感染症」と記載の上、斎場に事前に電話・FAX にてご連絡いただくようお願いしていましたが、通常の予約方法と変わらず、事前の連絡は不要です。

2 参列について

（1）斎場に提出していただいております「情報共有シート（遺族等記入用）」については、記入・提出は不要となります。

（2）濃厚接触者のご来場、来場される方の基本的な感染対策については個人の判断に委ねます。

※国、県の方針の変更、感染拡大の状況により更なる対応が必要と判断した場合には、改めてご連絡いたします。

【問合先 豊橋市斎場 TEL : 0532-61-2032 FAX : 0532-64-4801

豊橋市福祉部福祉政策課 TEL : 0532-51-2369 FAX : 0532-56-2813】